

|||||||||||||||||分科会報告|||||||||||||||||

公文書館法問題小委員会報告書についての論評と討議の記録

第1分科会

**報告 I** 草加市史編さん室・今井規雄

市史編纂室職員、全史料協会員の立場から、「公文書館法」の制定は喜ばしいことであるが、ここでは市町村の文書担当の職員の立場から意見を述べたい。

「公文書館法」の制定にいたるまでに全史料

協と歴史学界の協調がなかった点、また自治体の文書担当者が小委員会にいないという点は問題である。実際に法を運用していく文書担当者として具体的にどうすれば良いかわからない。

草加市においても合併や庁舎移転に伴い大部分の文書が散逸している。文書保存自体に関心が得られていない状態である。「公文書館法」に

もどれほどの人が注目しているかは疑問のあるところである。

「公文書館法」及び「通達」に関して、疑問点として次のようなことがあげられる。第1条にある公文書の歴史的価値は認めるが、なぜ各自治体立の公文書館を設置しなくてはならないのか。国で各ポイントに設けるといふ形ではいけないのか。第2条にいう「公文書等」に私文書、古文書も含める考え方はどうだろうか。古文書等は博物館で収集し、そのための援助は既に行っている。公文書と同一に扱うことについては国民の総意を得ているとはいえず、「なじまない」ものである。第3条にある「措置」については、現在「文書取扱規程」があるが、各市町村においてまちまちである。全国的な統一基準を作ってはどうか。第4条に関して公文書館を設置してなくても文書の保存は「文書取扱規程」によって行っている。職員についても正職員をおける状態ではない。第6条について、第1条からの意気込みの結果が「融通」、「あっせん」程度であるのか。もう少し配慮してほしい。

以上をまとめると、文書保存は現在も「文書取扱規程」により行っているが、それでは不適當であるのなら、望ましい姿を具体的に示してほしい。また「公文書館法」による歴史資料としての公開と「情報公開制度」による公開とはどのように違うのか。また公開して誰が活用するのか。全市民を対象としたサービスを優先すべきであろう。

望ましい姿の具体例の一つが「報告」の第2部であろう。しかし、これは「公文書館法」をうけて建設・運用される館の指針であり、市町村の実態に即していない。当分の間、館を設置しない市町村はどうすれば良いかの指針がない。また職員についても専門職はおけないので職員の異動にも対応できるような具体的なマニュアルはできないだろうか。いずれにせよ「文書取扱規程」の変更は容易ではない。

埼玉県では「埼玉縣市町村史編纂協議会」で専門委員会を設置し、『地域文書館の設置にむけて』を刊行していることを紹介する。

## 報告Ⅱ 京都府立総合資料館・富田正弘

地方公共団体の設置する公文書館は、その管轄地域内に関わる歴史上のことに責任を持ち、そこに行けばその地域の歴史に関することは一通りわかるという状態が望ましい。しかし、現実には公文書は公文書館、古文書については市史編纂室や博物館等がその機能を分担していて、利用者の側の要求に十分に答えられていない。歴史資料の保存利用機関として、国・都道府県、市町村の各段階での理想の姿を示し、役割分担を明らかにする必要があるのではないかと。例えば、都道府県においては、その管内に存在する歴史的公文書や文書について責任を持って収集し、現物収集できないものについては写真等による複写物で収集するのである。また日本全体を考えた歴史的な基礎資料についても同様に揃えておくこと等も考えられる。報告書では現物史料の収集のみを論じているようであるが、そこに複写物での収集という形態も考える必要がある。また、それらを保管する収蔵庫についても、より具体的に望ましい姿を示す必要がある。

アーキビストの養成については、報告書にあるような大学院レベルでの少数精鋭主義よりも広く門戸を開放し、例えば学芸員のような一定単位の取得により資格を与える方式にして、資格保有者を増やす方が良いのではないかと。図書館のように一般的でない公文書館という施設を広く理解してもらうためにその方が有効ではないかと。そしてそこで生じる資質の低下の問題は、採用後の中央機関による継続的研修によって向上を計るのである。中央機関には、文書館の研究センターとして、文書館学の確立のリーダーとして寄与してほしい。

## 報告Ⅲ 千葉県文書館・榎澤健

アーキビスト養成については養成課程も学問体系も確立されていないので、都道府県及び全史料協の方から、国に積極的に働きかける必要がある。同時に現在関係施設で働く職員の研修の機会も広げてほしい。

地方公共団体が公文書館を設置することについて、財政的な裏付があまりない。この点も国

に働きかける必要がある。また都道府県と市町村の公文書館の役割分担が明確化されない状態では設置は困難である。

### 質疑・討議

神奈川県出口康彦氏から「公文書館」という場合、非現用の公文書を扱う「狭義の」公文書館か、郷土史料や古文書の収集・整理も含む総合史料館としての「広義の」公文書館か、整理して論じてほしいという要請があり、またアーキビストについても非現用公文書を扱う者と古文書を扱う者と分けて考えるのかという問いがあった。

小委員会の安藤正人氏（国立史料館）からは、現段階では具体的なところまで考えていないが、個人的には当初は総合的な能力が要求されるので分けて考えない方が良くと思う。発展するにつれ専門性も考えてゆきたいとの回答があった。

国立史料館の安澤秀一氏からは、アーキビスト養成課程を検討する際、諸外国の例を引合に出す場合が多いが、正しい事実認識に立った上でやらなければ誤った解釈をしてしまうことになるとの指摘があった。

神奈川県出口氏から、埼玉県市町村史編纂協議会への加盟状況と『地域文書館の設立にむけて』について質問があり、草加市の今井氏から、県内の全市町村ではないが市町村史編纂中または編纂後の自治体が参加していて、その内10市町村が集まって「公文書館法」の成立をみこして県内の公文書館の問題点を話し合った結果がこの刊行物であるとの回答があった。

茨城県総務課の小室敏男氏から次のような疑問があげられた。膨大な文書の発生量に対して、収蔵庫の収蔵能力にも、アーキビストの整理能力にも限りがある。現行の「文書管理規定」による選択でも重要文書は永年保存になっているので、それによる評価で良いのではないか。大部分の公文書は公表されているので、保存に注意を要するのは未公表の部分である。アーキビストの資質をそれほど高度に限定する必要はないのではないか。

これに対し、小委員会の水野保氏（東京都公文書館）からは次のような回答があった。建物

の限界は当然あるので何十年かを想定して建て直しが必要である。マイクロ化による省スペースも必要であろう。また「文書管理規定」による保存年限は、行政の現用使用上の観点にたつもので、歴史的・文化的価値とは異なる。有期限文書の中にも重要なものがある。文書の「公表については、権利・義務関係に基づく「情報公開制度」による「公開」と広く一般に見せる「文書館制度」による「公開」とは内容が全く異なるものである。

沖縄県平良市の中宗根将二氏、那覇市の大城康洋氏から沖縄県の史料保存の現状と、総合史料館建設の予定について説明があった。

北海道立文書館の大庭幸生氏から、第2分科会で発表されている内容について紹介があった。「中間報告」について指摘された点が今回の「報告」にどのように反映されているかという内容である。

これに対し、小委員会の高野修氏（藤沢市文書館）から、時間的な制約から不十分な部分も多いと思うが、今後運営委員会も設置されるので十分検討し、次回に生かしていただきたいとの回答があった。

（記録・高橋毅〈広島市公文書館〉）